

市営住宅申し込み Q & A

Q1	募集時期はいつですか。
A1	毎年3回、6月・10月・2月の1日～10日に募集を行っています。
Q2	申込書はどこで手に入れることができますか。
A2	松戸市役所新館8F 住宅政策課や各支所、または松戸駅にある行政サービスセンターにて配布します。配布時期は、広報やHPにてお知らせします。
Q3	複数の住宅に申し込みをすることはできますか。
A3	1世帯につき1件のみ申込ができます。複数の住宅に申し込みをすると失格になります。例えば、ご主人と奥様それぞれの名前で申込みすることもできません。
Q4	部屋の内覧はできますか。
A4	契約手続きを行い、鍵をお渡しするまでは部屋の中を見ることはできません。
Q5	家賃はどれくらいですか。
A5	家賃は、入居世帯員の収入や住宅の規模、仕様、築年数等の条件により算出されますので一律ではありません。2万円前後が目安となります。
Q6	優先的に入居できる住宅はありますか。
A6	優先的に入居できる住宅はありません。各募集時期にお申込み下さい。
Q7	ペットを飼うことはできますか。
A7	犬や猫等生き物を飼う事及び預かることも禁止しています。（ただし、身体障害者補助犬法に基づく介助犬は除く）
Q8	連帯保証人は必要ですか。
A8	令和2年4月1日以降に入居された方については、不要になりました。
Q9	現在、持ち家に住んでいますが、申し込みできますか。

市営住宅申し込み Q & A

A9	住宅を所有されている場合は住宅困窮者にあたらなため、申し込むことはできません。
Q10	駐車場はありますか。
A10	一部の住宅を除いて駐車場はあります。なお、住宅によっては空きがなく、お待ちいただく場合があります。
Q11	抽選結果はどうすればわかりますか。
A11	当落については、抽選後HPにてお知らせします。また、後日ハガキでも通知します。
Q12	申し込みしてからどのくらいで入居できますか。
A12	公開抽選で当選された方を対象に入居審査を行います。入居審査合格後に入居手続きを行い、入居していただきます。 このため、申込みから入居までは2～3ヶ月程度かかります。
Q13	離婚調停中ですが、母子（父子）家庭として申し込みできますか
A13	受付最終日までに離婚が成立していればお申し込みできます。
Q14	敷金、礼金は必要ですか
A14	礼金は必要ありませんが、入居時に敷金（家賃の3ヶ月分）をお預かりします。
Q15	夫（妻）と別居するために市営住宅に申し込めますか
A15	別居のための申し込みはできません。公営住宅には、夫婦の別居、友人等の寄合世帯など不自然な合 体・分離をした世帯については、申し込むことはできません。 ただし、DV被害者（配偶者暴力防止法で規定する被害者）は、離婚手続前でも申し込み資格がありま す。必要書類等は事前にご確認ください(裁判所等の証明が必要です)。
Q16	「身体障害者用住宅」に申し込みできる条件は何ですか。
A16	入居しようとする方の内、身体障害者手帳の交付を受けている方で障害の程度が4級以上の 方、又は戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が特別項症から第6項症まで又は 第1款症であり、かつ常時車椅子を使用する方がいることが条件となります。
Q17	お風呂はありますか
A17	シルバー中金杉住宅、三ヶ月、八柱、栄町、日暮、八柱第二、八柱第三住宅、牧の原団地、身体障 害者用住宅、その他一部住戸のみ浴槽・釜があります。また、相模台住宅1号棟には風呂用給湯器 は設置していますが、浴槽はありません。それ以外の住宅にはありませんので、浴槽・釜ともに入 居者で購入となります。

市営住宅申し込み Q & A

Q18 市営住宅と県営住宅は同時に申込できますか

A18 申し込みできます。